

児童保育センター 入所調整点数表

太枠内の該当箇所に点数等を入力してください。

○基本点について

表A 1～8のうち、**該当するひとつを選択**してください。複数該当する場合は点数の高い事由を選択してください。
父又は母の**基本点の低い方**を当該世帯の基本点とします。

○補正点について

表B 1～6のうち、**該当するすべてを選択**してください。

○入所の優先順位について

低学年から順に入所調整を行います。

学年ごとに、基本点と補正点の合計点が高い順に入所調整を行い、同点の場合は、**表C・Dの順に優先度を判断**します。

入所児童が障害を有する場合（手帳所持、特別支援学級に在籍等）、一つ下の学年で調整を行います。

(例：4年生の障害を有する児童⇒3年生と一緒に入所調整を行います)

【基本点 表A】

保育の必要な理由				基本点	父	母
1	就労	① 居宅外	・被雇用者	7時間以上	100	
			・自営業 (店舗と住宅が別々)	6時間以上 7時間未満	90	
				5時間以上 6時間未満	80	
		② 居宅内	・在宅勤務 ・自営業 (店舗兼住宅) ・内職	7時間以上	90	
				6時間以上 7時間未満	80	
				5時間以上 6時間未満	70	
			4時間以上 5時間未満	60		
			3時間以上 4時間未満	50		
2	妊娠・出産			90	-	
3	疾病・障がい	疾病	入院	100		
			居宅内療養	常時臥床、精神性、感染性	100	
		障がい		長期療養（安静）	80	
			一般加療（通院）	50		
		身体障がい1・2級、精神障がい1・2級、知的障がいA	100			
		身体障がい3級、精神障がい3級、知的障がいB	50			
4	介護・看護	入院付き添い	100			
		在宅介護・看護（心身障がい者、常時臥床者）	70			
		上記以外の在宅介護・看護	50			
5	災害復旧に当たっている			100		
6	就学※	在学中（職業訓練・技能習得含む）		※		
7	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合（要支援家庭）		緊急入所		
8	市長特認	児童の保護者別居の親族等の主たる介護者		40		
		その他市長が必要と認める場合				

※ 1-①居宅外就労に準ずる。（就学に加え就労している場合、合算時間を算出）

(同点時の要件別優先度)
表C

- | |
|---------|
| ① 病気・災害 |
| ② 就労・就学 |
| ③ 介護 |
| ④ 出産 |

【補正点 表B】

項目	調整点	該当
1 両親欠損世帯	40	
2 ひとり親世帯	30	
3 兄弟・姉妹が入所している場合	10	
4 保護者が市内の保育所等で保育士等の就労(月160時間以上)	100	
5 保護者が市内の保育所等で保育士等の就労(月120時間以上160時間未満)	40	
6 保護者が市内の保育所等で保育士等の就労(月120時間未満)	20	
7 利用しない曜日がある（週1日1点減点）		

(表Cの①～④で同点時)
下記A、Bが世帯に該当する
場合を優先する
表D

- | |
|-----------------------------|
| A 生活保護世帯 |
| 生計中心者の失業により、
就労の必要性が高い場合 |
| B |

【基本点】

0

【補正点】

0

【合計点】

0